

佐倉都市計画地区計画の変更（佐倉市決定）

理 由 書

（ちばりサーチパーク佐倉地区地区計画）

本地区は、J R総武本線佐倉駅の南方約 8km の距離の市街化調整区域内に位置している。平成 8 年度に都市計画法に基づく開発行為が許可され、緑豊かな自然環境の中、研究・研修施設及びこれに付帯する製造施設等による土地利用が図られており、「佐倉市都市マスタープラン」において、産業拠点として位置付けられている。

本地区において、適切な土地利用を誘導し、企業用地としての良好な環境を維持・保全するとともに、産業の振興に寄与することを目的として、平成 26 年 3 月、地区計画を制定した。また、平成 29 年 12 月には、近年の物流動向を鑑み、本地区に物流施設の立地を誘導し、物流効率化等を図ることで、産業の振興にさらに寄与することを目的として、地区計画を変更している。

このたび、「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）」による建築基準法の一部改正に伴い、同法別表第 2 に新たな項（田園住居地域関係）が追加され、本地区計画の引用条項に条項ずれが生じることから、これに対応するため、本地区計画を変更する。